

✿判定実績

(単位：棟)

	用途 構造	学校	病院/ 福祉施設	消防/警察	一般庁舎	その他	計
官庁 建物	R C造	1, 225	63	35	69	195	1, 587
	S 造	706	9	2	8	46	771
	S R C造	0	0	0	4	2	6
	W造	2	10	1	1	3	17
民間 建物	用途 構造	集合住宅	事務所	工 場	店舗等	その他	計
	R C造	18	14	0	6	47	85
	S 造	0	4	12	2	23	41
	S R C造	0	2	0	1	2	5
	W造	0	0	0	0	0	0

総合計：2, 512 棟【令和2年3月31日現在】

* R C造：鉄筋コンクリート造（コンクリートブロック・レンガ・その他組積造等を含む）
S 造：鉄骨造、S R C造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造
* 官庁建物には、公社・特殊法人等によるものを含む

千葉県耐震判定協議会

事務局 〒260-0014 千葉県千葉市中央区中央4-8-5 建築会館5階
TEL：043-221-7313 FAX：043-221-7731
HP：「千葉県耐震判定協議会」で検索

耐震診断・耐震改修 判定機関

千葉県耐震判定協議会

Chiba Congress of Seismic Safety Judgment

❖千葉県耐震判定協議会の役割と社会的位置づけ・体制

1995 年の阪神・淡路大震災以降、既存建築物の耐震性への関心が高まり、耐震診断・耐震改修の必要性が取り上げられてきました。2011 年の東日本大震災では耐震改修を行った学校建築物等の被害が少なかったことが報告されています。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により公共建築物の耐震診断・改修は飛躍的に前進しましたが、今後は民間建築物への適用が緊急の課題となります。

千葉県耐震判定協議会では、人命に大きく影響する構造体の耐震性について、公正・中立な立場から第三者評価機関として判定を行っています。また、耐震診断・改修の必要性への認識や理解と、その業務に携わる技術者の養成と質の向上に向けて努力しています。

建築物を地震災害から守り、都市防災の立場に立って安全性の確保に向け、全力で支援と協力をさせていただきます。



(写真提供：(株)千葉県建設業センター)

判定委員会

大学教授等の指導者、および実務経験豊富な第一線の技術者等の建築構造専門家により判定委員会を構成

組 織

県内の下記 3 団体で構成する非営利団体【平成 8 年 7 月発足】

- ◆ (一社) 千葉県建築士会
- ◆ (公社) 日本建築家協会 関東甲信越支部 千葉地域会
- ◆ (一社) 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 サライト千葉

目 的

耐震改修促進法による耐震改修の適切な実施

- ◆ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号及び平成 25 年法律第 20 号) の「計画の認定」等への寄与
- ◆ 耐震診断・耐震改修の普及促進

業 務

信頼と豊富な実績に裏付けられた判定

- ◆ 既存建築物の耐震診断結果に対する判定
- ◆ 既存建築物の耐震改修計画に対する判定
- ◆ 耐震診断・改修設計等に係る相談・アドバイス等

❖耐震診断・耐震改修 判定フロー

部会開催日より 1 ヶ月以内に判定を終了することを基本とし、判定を希望される方のご要望に十分に配慮した対応を心掛けます。

耐震診断・改修に係るご質問は当協議会へご連絡ください。

1. 申込み/相談

まずはお電話でご相談
必要に応じて事前相談を開催



2. 申請図書の提

部会開催の 1 週間前までに申請図書を提出



3. 受付本委員会 随時受付

受付本委員会委員による設計者へのヒヤリング
質疑・応答



4. 部会 (1~2 回)

担当委員による審査・委員会としての判定



5. 耐震判定書の交付

※申込み、申請図書その他の様式はHPを参照



(写真提供：千葉県県土整備部施設改修課)